広域行政調査特別委員会記録

開催日時 平成24年6月19日(火) 13:02~14:10

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

井岡 正徳 委員長

今井 光子 副委員長

小林 茂樹 委員

尾崎 充典 委員

藤野 良次 委員

赊 真夕美 委員

奥山 博康 委員

新谷 綋一 委員

梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 松谷 知事公室長

中山 地域振興部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

- (1)報告事項
 - ① 国の出先機関の事務・権限の移譲について
 - ② 奈良県の消防広域化の推進について
- (2) その他

〈会議の経過〉

〇井岡委員長 それでは、ただいまより広域行政調査特別委員会を開会いたします。

本日は、常時出席を求める理事者のほかに、松丸知事公室次長、七尾景観・環境局次長、村上産業・雇用振興部次長、芝池土木部次長の4名の理事者に出席を求めていますので、 ご了解願います。

報告事項に入ります。松谷知事公室長から国の出先機関の事務・権限の移譲について、 松丸知事公室次長から奈良県の消防広域化の推進について、それぞれ報告したいと申し出 がありましたので、松谷知事公室長、松丸知事公室次長の順に報告願います。 **〇松谷知事公室長** それでは、国の出先機関の事務・権限の移譲についてご報告をさせて いただきたいと思います。

お手元に国の出先機関の事務・権限の移譲についての資料がございますので、ごらんい ただきたいと思います。

まず、1ページから3ページにつきましては、国の動きについて書いております。3ページ、平成24年6月8日の第9回アクション・プラン推進委員会において、国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案が提示されています。この法律案につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

4ページは、関西広域連合の動きについて記載しております。平成23年5月26日に 近畿地方整備局、近畿経済産業局、近畿地方環境事務所の3機関の移管を要望されました。 平成24年6月13日、政府・民主党に対して国の出先機関の移管推進に関する要請を実 施されております。

次に、5ページは、県の対応についてまとめております。先ほど申し上げました、国の 出先機関原則廃止に向けての閣議決定されたことを受けて、平成23年5月26日に関西 広域連合が3機関の移管を要望いたしましたけれども、これに対して奈良県としては、国 の出先機関の丸ごと移管に対する奈良県の考え方として整理しまして、平成23年7月6 日、22日、28日の3回にわたりまして国土交通省、総務省、内閣府地域主権戦略室及 び関西広域連合に知事等から説明をいたしております。

その内容につきましては、1つ目は関西広域連合構成府県の区域に係る国の権限の関西 広域連合への移譲については異論がない。2つ目は、国出先機関の権限を地方に移譲する 場合、奈良県に係る権限は奈良県に移譲するようにお願いをしております。

それから、平成24年3月26日と平成24年4月11日には、内閣府地域主権戦略室に対しまして、国の出先機関の地方移管に対する奈良県の考え方について公式の意見陳述の場を設定することを要請をしております。

6ページは、県内市町村の動きでございます。平成23年12月21日、平成24年2月21日に五條市、十津川村、野迫川村、上北山村、下北山村の1市4村が地方整備局等出先機関の移管に反対する要望書等を提出されております。

7ページは、全国市長会等の動きでございます。平成24年3月26日に全国市長会から基礎自治体の意見を十分踏まえるよう慎重な対応を求める国の出先機関改革についての意見が提出され、6月6日には基礎自治体と十分な協議を行い、拙速に進めることのない

よう要請する国の出先機関改革に関する決議が採択をされています。昨日には、意見書が出されており、移管する事務の範囲や財源等の明確化、さらには広域連合が市町村などと意見を取り入れる協議の場を法制化してほしいという意見書が提出されております。

8ページは、全国市町村会等の動きでございます。全国の502市町村が平成24年3月3日に地方を守る会総会において、拙速に国の出先機関廃止を進めないよう要望する決議が採択をされております。

9ページは、全国市長会、全国町村会における、上田大和郡山市長、小城班鳩町長の発言を記載しております。主な発言要旨は、1点目は出先機関改革の検討に当たっては、地域主権を着実に進めるためにも拙速に進めることなく、基礎自治体の意見も十分に反映することを強く求めておられますし、2点目では市町村の方々は全く何も知らされていない、説明がおそいのではないかという発言をされております。

10ページは、平成24年6月8日の第9回アクション・プラン推進委員会で提示されました、国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案のポイントについて説明をさせていただきます。

①では、制度を利用できる主体については、2以上の都道府県が加入する広域連合であって、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域が移譲対象特定地方行政機関の管轄区域(当該管轄区域に含まれないこととすることについて相当の合理性が認められるものとして政令で定める区域を除く)を包括するものとされております。この文言だけを見ますと、奈良県を関西広域連合の行政事務の区域に国が強制的に入れてしまい、奈良県内の行政事務を当該地域の意向に反して、他の地方行政組織が行う可能性があり、地方自治の本旨に反するのではないかという懸念があります。管轄区域に含まれないことについて相当の合理性が認められる区域は、今後政令で定められる予定です。

②では、移譲対象となる事務は、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所に関するものとされております。

11ページの⑤では、国の関与について記載しておりますが、移譲事務等について必要がある場合には、国の関与を政令で定めることができることになっております。これは、かつての機関委任の事務の復活ではないかという懸念がされております。

12ページでは、⑥で大規模災害時の国の協力要請、⑦で大規模災害等の国の必要な指示について定められておりますが、これは大規模災害時の国の責任が地方行政組織に移譲されると十分果たされるかどうかが多くの基礎自治体で心配されております。

13ページの⑧は、財源についてでございます。財源として、国は基本理念にのっとり必要な財政上の措置を講ずるものとするとなっており、この基本理念は事務等の特定広域連合等への移譲は、国及び地方公共団体を通じた行政の効率化に寄与することを旨として行わなければならないとなっております。平成24年5月15日の当委員会で同志社大学の新川先生は、恐らく今回の移管も三位一体改革を有する国の側の今の財政事情を反映した行財政対策になっていくと予想されておられます。

以上で、国の出先機関事務権限の移譲についてご説明を終わらせていただきます。

○松丸知事公室次長消防救急課長事務取扱 消防広域化についてご報告を申し上げます。 奈良県の消防広域化の推進についての資料をお願いいたします。

平成24年5月16日に奈良市、生駒市を除く37市町村長が出席されまして、消防広域化協議会が開催されました。そのときの資料を抜粋し、合意された内容についてご報告を申し上げます。

まず、1ページ1の目的でございます。大きく2点上げております。現場消防力の向上と、組織全体の合理化です。

次に、2の経緯でございます。昨年4月の協議会総会におきまして、多くの市町村長から県の強いリーダーシップで広域化と無線のデジタル化を一体的に進めてほしいという意見が多く出されました。その後、県といたしましても段階的統合案を提案するなど、積極的にかかわってきたところでございますが、皆様ご承知のとおり本年1月に奈良市、生駒市が協議会から脱退されました。両市の離脱を受けまして、本年3月と4月に残る11消防の管理者、市町村長から成る小委員会が開催されました。そこで、37市町村で広域化を進め、現在の中和広域消防本部に本部と指令センターを置くこと、その他、広域化に係る基本方針と今後のスケジュールについて確認されまして、5月16日の第7回総会におきまして37市町村で合意されたところでございます。合意内容を説明させていただきます。

まず今後のスケジュールでございます。広域化後の本部体制や職員配置、財産の取り扱い、経費負担等を盛り込んだ広域消防運営計画を策定いたしまして、平成24年12月の総会で承認を受けて、37市町村長で協定書に調印する。そして、平成25年3月の総会で、一部事務組合の規約を承認いただきまして6月に市町村のそれぞれの議会で規約の議決をいただいて、平成25年9月設立というスケジュールで進めていくことを確認されました。

次に、2ページは、消防広域化にかかわる基本的事項でございます。1点目は、段階的統合でございます。平成25年9月に11消防を統一し、一部事務組合を設立するわけでございますが、運営形態として、まずは総務部門を平成25年に統合して、平成27年に無線のデジタル化工事を完成させて、通信機能を一元化させた上で、平成28年度に通信部門を統合する。そして、その後、平成33年に現場部門、署所等を統合するというように、現場の混乱を招かないように徐々に統合して進めていくということでございます。

②、2点目は体制でございます。2ページに統合後のイメージをつけておりますが、左が中和広域消防本部の写真でございます。ここに統合後の消防本部と指令センターを置くこととし、そして、現在の消防本部は、あくまでも仮称でございますが、代表消防署といたしまして、消防署、分署などは現在のまま運用するということでございます。

消防本部の現在の職員数は、11消防本部で1,283名でございます。全体統合後、 平成33年には1,200名程度の体制を考えています。内訳といたしまして、11本部 を1本部に統合することで本部員276名を120名、それから通信員94名を40名、 これで大体210名程度削減できます。そして、削減した210名のうち130数名を現 場の消防署所に配置をする。これで全体の職員数を76名程度削減することとしておりま して、約6億円程度の経常経費の削減が図られると見込んでおります。このように、現場 の消防力を強化するとともに、あわせて組織を合理化することによって市町村の負担軽減 を図ることとしております。

次に、3ページ③、3点目は通信施設の整備に係る費用の試案でございます。左の表は、 11消防本部がそれぞれ単独で整備する場合の費用でございます。右の表は、広域化によって一体的に整備する場合の費用でございます。単独で整備すると、指令センターが11カ所、基地局も24カ所必要となります。総事業費が95億円。地方債を充当することで42億円の交付税が入ってまいります。しかしながら、53億円の実質負担となります。これを一体的に整備すると、右の表になります。指令センターが1カ所で済み、基地局も山上基地局で、山の上から照らしますので7カ所で済み、総事業費が47億円、実質負担も26億円と半減できます。さらに、県といたしましても参加する市町村が広域化に向けて多大な努力をされるということで、市町村が返済される起債の償還金に対して2分の1助成を検討しているところでございます。

続きまして、広域消防運営計画でございます。広域化後の運営に係る計画のポイントを 上げております。 ②の組織、人員、業務体制でございます。現在の消防本部の年齢別の職員構成や定年者の動向、それから新規採用計画など、こういった要素を勘案して現在各消防本部と人員配置について調整を行っております。平成25年、28年、33年のそれぞれの時点の人員配置計画をつくりまして、この計画の中に載せていこうということでございます。

それから、③の勤務体制及び給与調整でございます。給与は統一した給与体系を策定いたしますが、現行職員は当面は現給保障とし、平成28年の通信部門統合後、できるだけ早い時期に一元化していくことにしております。

④の経費負担でございます。人件費及び署所の経費は、現行本部単位での自賄い方式を 基本とし、人件費以外の消防本部経費、いわゆる事務経費は按分し、なお、全体統合後の 経費負担の割合は、職員配置割り等の案分方法を使いましてバランスのとれた負担方法を 提示していくことにしています。

それから、⑤の財産の取り扱いでございます。土地は無償貸与、建物、車両等は無償譲与による持ち寄り方式で、債務残高はこれまでどおり市町村に負担いただく。新規の施設整備は、自賄い方式を基本とした方向性を提示していきたいと考えております。

⑥の消防署所の再編(統廃合)でございますが、地元との調整が必要で十分な検討期間を要することから、統合後の検討課題ということで据え置いております。以上の点を基本といたしまして、広域消防運営計画を策定するということで総会で基本合意がされたところでございます。

4ページは、消防広域化の必要性とメリットについてです。救急搬送の増加や大規模化する災害等、環境の変化に的確に対応していくためには広域化して消防基盤を強化していく必要がございます。また、広域化によって、初動体制の強化や現場到着時間の短縮など大きなメリットが得られます。こういったことを、平成24年5月16日の奈良県消防広域化協議会総会で改めて確認されたところでございます。

報告は以上でございます。今後も引き続き広域化の実現に向けて、積極的に県としてリードしていきたいと考えております。

- **〇井岡委員長** それでは、ただいまの報告、その他の事項も含めて質疑があればご発言願います。
- ○今井副委員長 関西広域連合の関係と、消防の関係でお尋ねしたいと思います。関西広域連合の関係ですが、今の説明で財源について言われておりましたけれども、基本理念としては効率化に寄与することを旨として行わなければならないと書かれているわけですが、

今、関西広域連合はそれぞれの都道府県の持ち寄りで財源が組まれていまして、事務局に もこの間聞きましたら、それぞれの県の職員で、給与体系も今ばらばらだというお話でし た。

それで、もし関西広域連合として、例えば企業を誘致した場合に、誘致した企業が大阪 に来た場合、大阪は企業から税収が上がるけれども関西広域連合には税収が入ってこない。 そうした場合の課税権のような考え方についてどのように考えておられるのか、その点を お尋ねしたいと思います。

それから、消防の関係も一緒でいいですか。

〇井岡委員長 はい。

〇今井副委員長 消防の広域化の件ですけれども、消防の広域化につきましては人は減ら すが現場のところを手厚くして、そして財政の負担も軽くしてと、この説明だけなら非常 にいい方向になるようにご説明をされているのですけれども、心配しておりますのは、東 日本大震災で消防団の方が随分お亡くなりになり、消防団に入る人が今、非常に減ってき ているというように言われております。阪神・淡路大震災の後で、大規模災害のときに常 備消防の限界があるというのを日本消防協会で研究されていた資料があるのですけれども、 地震発生直後に火災が58カ所で同時多発し、午前7時ごろから参集職員によって隊を構 成して出動しています。一番最初に到着したのが三田市の消防本部です。そして、地震発 生と同時に奈良の消防で、発生した19件の火災について、初期から消火活動ができたの は4件にすぎない。地震発生の6時台では、兵庫消防管内の各所で火災、炎上が発生して いる状態が無線にどんどん入ってくるのですけれども、すべての部隊が出動していたため に出動できる部隊が残っていないという、これは阪神・淡路大震災のときの教訓のように 言われておりまして、そのときに地元で活動するのが消防団だと思うのです。奈良県でも、 第一線の消防団が今、非常に減ってきている。そういう中で、一本化して広域化していっ たときに、消防本来の住民の命と財産を守る点から考えたときに非常に不安があるわけで すが、その点はどのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○青山政策推進課長 1点目の企業誘致の関係の課税権についてのご質問でございますけれども、関西広域連合は地方公共団体としては中途半端な組織で課税権はございません。ですから、今井副委員長がおっしゃいましたように、例えば企業誘致にかかわる経費はそれぞれの構成団体が負担することになろうかと思います。それで例えば大阪に立地になった場合は大阪に税収なり雇用が上がってくるようになっております。

平成24年2月の森教授のお話でもありましたように、現在は企業誘致に必要な経費は 負担することになるけれども、誘致が行われなかったところにはあまり恩恵がないと先生 はおっしゃっていました。現在、規約の中では広域連合の経費は構成団体の負担金と、主 に事業収入で賄うことになっておりますので、規約の中では立地が行われたとしてもそれ に見合う形での負担割合をどうするかまでは触れられておりませんので、現状としてはそ ういうことが起こった場合にどうされるかというのは、現時点ではわからないということ でございます。以上でございます。

○松丸知事公室次長消防救急課長事務取扱 消防団と常備消防との連携、それと消防団の 消防団員数が激減してきているということでございます。昭和23年に消防団員が2万4, 000人おりました。それが、平成23年で8,700人、平成24年になりますと8, 600人になっております。確かに高齢化、過疎化等によりまして、消防団員が非常に減 ってきております。県としては、出初め式や消防操法大会、消防団の幹部大会、いろいろ な大会等で消防協会、各消防本部、市町村と一緒になって事業を推進し、消防団の啓発に 努めてきたところでございます。

消防団の活動ですが、そもそも消防団員は市町村が条例や規則等で定数、それから処遇を決めておりまして、それに沿うように各市町村で確保しているところでございますが、かなり減ってきているのは事実でございます。広域化いたしましても消防団との連携は、それぞれの消防署、それから、消防本部が代表消防署という形で残りますので、これまでと変わりないように連携していくことで災害等に対応していきたいと考えています。以上の説明でよろしいでしょうか。

- **〇今井副委員長** 課税権の問題ですけれども、これは、別に国から、何か具体的に示されているというようなものは、今のところないのでしょうか。
- **〇青山政策推進課長** 現時点で、特に何も示されているものはございません。
- ○今井副委員長 広域消防の関係ですけれども、連携をしていただくということで、それはもちろんやっていただくということを思うわけですが、例えば北葛城郡で住宅が密集している地域があるのですけれども、今、消防の消火栓の基準は65ミリにになっているようですが、その地域は40ミリの消火栓のものしかなく、その辺のことは地元の方は知っているのです。常備消防というか、そういう人たちは知っているのですけれども、知っている人が昼間ほとんどいないという現状がありまして、本当に地元密着型のところで対応を求められているところは、広域化のシステムに、非常に不安を感じております。

通信部門を一体化して人を削減するということになっておりますが、奈良県の2011年の実績を調べましたら、これは奈良市と生駒市も入っての状態ですが5万2,433件の通報が入っていまして、1時間当たり5.9件ですから10分間に1件通報が入っています。365日満遍なく行けばそういうことですけれども、やはり集中したりするときに住民の側からは、なかなかつながらないということが起こり得るのではないかとかも心配してるのですけれども、そのようなところは、人を減らした基準はどのように考えておられるのかと思います。

○松丸知事公室次長消防救急課長事務取扱 本部及び通信部門の職員の配置でございますが、広域化すれば90万人口を管轄する消防本部ができるわけでございます。規模等を見まして、全国の組織をずっと調べまして指定都市の状況も調べて、それと大体比較しながら、なお奈良県は地域が広いので、指定都市よりもさらにもう少し手厚く見る必要があるということで、通信員は40名で考えております。

確かに、3部体制等をとりますと3分の1ということで10数人が1回で対応します。 通信の機器等を置きまして、専門の業者等にも確認しながら進めておりますので、今現在 40名で十分いけると見込んでおります。平成28年に一応通信機器、通信統一しますの で、発足当初よりそれまでの間に十分準備をいたしまして異論のないように対応していき たいと考えております。以上でございます。

〇井岡委員長 よろしいですか。

ほかにご意見ございますか。

○梶川委員 関西広域連合への対応については、現状を支持していますが、丸ごと移管の話で、奈良県が入っていないから丸ごと移管が難しいというように、もっと言えば官僚の抵抗に使われているような向きもあって少し心外な気持ちを持っているわけですが、逆に翻ってみますと、今の関西広域連合は、例えば福井県とか三重県は入るエリア、どこが決めるのか、連合で決めて、今回、こっちも入ってもらおうという形で決めるのかどうか知りませんけど、福井県や三重県は入っていない。そこに来て、鳥取県や、徳島県は入っています。例えば奈良県が入っていたと仮定してもいいですが、丸ごと移管した場合に鳥取県や徳島県は事務の中ではちょっと邪魔になると言うか、先ほど今井副委員長が質問した中で費用はみんな持ち寄っているけれど、あなたの県だけは入っていないし移管されてないから、こちらで仕事しますからという、細かい費用の負担按分をしないといけないのか、奈良県は関西広域連合に入っていないのでわかりませんが、そのあたりにも奈良県が入っ

ていない以上に問題があるように思うのですけれど、そのようなことは丸ごと移管された 場合、問題にならないのでしょうか。

それから、消防の件は、反対でもなく賛成です。戦後できた新消防体制、消防団も含め て、時代とともにいろいろなことが起こっていますし、1回つくった組織を、もう一切見 直してはいけないということではなく、やはり絶えず見直して、事があったときにはこち らの村から行くよりあちらの村から行った方が便利がいいという場合だってあるわけだか ら、そういう組織の見直しは絶えずしてほしい。そのことによって人に余剰が出る場合も、 当然あると思いますから、ぜひそういう見方で新しい組織になってからもきちんと見てい かないと、1回つくったらもうずっとそのままでいいとか、職員にも労働負担を、強くか けてはいけないということではなくて、場合により兼務してもらって効率よくいくように してほしい。事があったときは大変だけど、震災とか大きい災害のときには、どうしても ボランティアなどの力をかりないと、消防団や消防署、あるいは職員だけでできないです から、そういったものも絶えず大きな災害のときに備えて人をたくさん、余剰人員も含め て置いておくということにはならない。やはり、大きい災害のときはみんなで、ボランテ ィアも利用してやっていくことも必要ですから、訓練というか日常から、国民の協力も必 要ではないか。そういう立場で、ぜひ効率よく進めていただきたいと思います。以上です。 **〇青山政策推進課長** 丸ごと移管が起こった場合に、費用負担の関係とかでよりややこし くならないのかということですが、例えば、近畿地方整備局の権限が丸ごと移管された場 合、近畿地方整備局の管轄は近畿2府4県プラス福井県ということになっておりまして、 今現在ですと先ほど梶川委員がおっしゃいましたように鳥取県と徳島県は管轄外になって しまいます。それで、現行の近畿地方整備局管内で道路事業とか河川事業をやった場合に、 どういう形で費用負担していくか。例えば、道路をつくるにしましても直轄でやるような 道路ですから、広域的なネットワークづくりということになるかと思いますけれども、そ れが一体どこまで受益があるのかをきっちりと算定するというのはなかなか難しい部分が あろうかと思います。基本的に、構成団体の負担原則は、きっちりしないで行われており ますので、受益と負担の関係はかなり不明確な状態になるのではないかと考えております。 それから、奈良県が入っていないからということでおっしゃいましたけれども、先ほど

それから、奈良県が入っていないからということでおっしゃいましたけれども、先ほどの説明の中で法律案のポイントで、今現行どうなるかはまだわかりませんけれども、当該 管轄区域に含まれないこととすることについて相当の合理性が認められるものとして政令 で定める区域を除くということになっておりますので、今後、奈良県がどういう形になる のかわかりませんけれども、その政令によることになるかと思います。以上でございます。

- **〇井岡委員長** もうよろしいですね。
- 〇梶川委員 はい。
- 〇井岡委員長 ほかに。
- ○藤野委員 1点だけお聞きいたします。市長会、町村会の動きですけども、資料9ページには上田大和郡山市長、小城斑鳩町長の発言が載っているわけでございますが、きょう現在、奈良県の市長会あるいは町村会、またはおのおのの議長から、関西広域連合についてや、丸ごと移管に対する見解など、趣旨的な要請活動等は県にあったのでしょうか。きょう現在で結構です。
- **〇青山政策推進課長** 県内の市長会、町村会からでございますけれども、県に対してとい うことでございましたら県に対しては特に現時点ではございません。

先ほどの説明の中で、過去の部分になりますけれども、1市4村の五條市、その他4村 が国に対して国の整備局等の出先機関の移管に反対する要望書等を提出されたという動き はございます。

- ○藤野委員 荒井知事が、関西広域連合には参加をしないと表明をされてから、奈良県が参加するしないは、荒井知事の権限なのですけれども、それに対して市長会、町村会が何らかの意見を申し出たということはないのですか。
- ○松谷知事公室長 先ほど県内市町村ということで、上北山村、下北山村の吉野郡の団体が、近畿整備局の権限移譲に反対されたときに、あわせて関西広域連合に参加するのも反対という意思表明をしていただいております。
- ○藤野委員 県から逆に、県から積極的に関西広域連合にこういう理由で、あるいはこういるようなもとでは参加しない、参加できないということを逆に投げかけて、市長会なり町村会での議論の場面は今まであったのですか。特に、市町村サミットを開かれていますが、市町村サミットとの趣旨とは違うとは思うのですけれども、何らかの投げかけをしている議論というのは過去にあったのでしょうか。
- **〇青山政策推進課長** 市町村サミット等では、そういう議論にはなっていないと聞いております。それから、県から参加できないという形で、市長会、町村会に意見を申し入れたり、そういうことで議論をさせていただいたことは今までございません。
- ○藤野委員 お互いに今、そのことについてテーマを絞っての議論はなされていないということです。今後そういうことの議論を、市町村サミットでも結構ですが、どこかの場面

でされる予定はあるのでしょうか。

- **〇青山政策推進課長** 市町村サミット等でということでございますけれども……。
- ○藤野委員 それ以外でも。
- ○青山政策推進課長 県から、いろいろな場面を通じて県民の方々に対しては県の考え方などを、例えばホームページなり出前トークではお知らせさせていただいておりますけれども、市長会や町村会に対して、今後、県の意見を申し上げて議論していく予定は、今現時点では特に考えてはおりません。

○松谷知事公室長 認識が、多少私どもの中でそごをきたしますので統一しておきたいのですけれども、過去において市町村サミットで知事が関西広域連合について発言をしております。ただ、時期的なこともありましたし、状況として関西広域連合に加入するかどうかということについて、市町村の皆様方が直接的にお話しになるということも少ない状況でしたので、そのままになっております。ただ、議論していかなければならないのは、関西広域連合に入ることも大切ですけれども、関西広域連合、今の場合は特定広域連合になると思いますけれど、広域的な組織ができてそこに権限移譲されることで、市町村がどのような影響を受けるのかという状況が、最も重要な問題であります。つまり、権限移譲は本来は市町村や県にされなければならないのに、その権限移譲が広域連合で受けとめられてしまうということの影響について、本来は議論していくべきだろうと思います。

それに関連して、例えば今、小城斑鳩町長なり、上田大和郡山市長がお話をいただくことについて、市町村会での代表としてお話をされていますので、市町村会でどういう議論をされたか存じませんけれども、当然それらの中で個人としてお話しされているわけではなく、市町村会の代表としてお話しされているわけですので、関西広域連合に関して議論されているものと理解しております。以上です。

○藤野委員 上田大和郡山市長は今、近畿市長会の会長ですし、また小城班鳩町長は県の町村会の会長です。その立場で、当然、代表しての発言をされておられるという認識をしているのですけれども、いわゆる丸ごと移管については、当然、国に対して国の考え方や見識を、それぞれの立場で聞かれておられるという理解はしているのですけども、現実、今、奈良県は関西広域連合には参加をしておりませんので、いわゆる丸ごと移管について奈良県はどのような対応になるのかという関心事もあります。だからこそ、県内の市長並びに町村長の中でも、いや、それだったら奈良県も積極的に参加をして、そこで丸ごと移管の受け皿としての対応をすべきではないかという思いを持っている市長も町村長もおら

れるのではないかという思いで、知事とそういう論議をされていないのかという疑問を質 問させていただいた次第です。以上です。

○除委員 今の藤野委員の質問に関連してですけれども、首長さんの発言に対してふとそう思いました。やはり、入る入らないの結論をすぐに出す前に、いろいろと議論することは必要だと思います。ですから、ここの小城斑鳩町長の発言も奈良県が入らなかったらどうなるのかと伺いたいと、入る入らないよりも入らなかったらどうなるのかということだと思います。やはり、市町村長さん、いろいろと思っていらっしゃると思いますので、いろいろな機会にこのようなテーマも入れていただいて議論していくことは、今後大事な要素かと思いますので、市町村長が集まられた機会に、ぜひ議論をしていただきたいと思いましたのでお願いをしたい。

それと、奈良県の経済界の方たちは、この関西広域連合に奈良県が今現在参加してない ということに対して、どのように思っていらっしゃるのか、県としてはどのように認識し ていますか。

○青山政策推進課長 直接的に経済界からご意見をお伺いしたという機会がございませんが、知事から講演の場を通じて経済界の方々に対して関西広域連合についての考え方を講演をさせていただいたことが平成23年度に1度ございます。それに対して、入らなければいけないとか入らなくていいとかいうご意見までをいただいていたわけではございませんので、経済会全体としてどういう形で認識されておられるかというところまでは、把握はできていないという状況でございます。

○除委員 ですから、経済界とも関係することですので、多分、ご遠慮しておっしゃらないのだろうと思いますので、経済界にとっては県境はないと思います。しかし、奈良県の経済を支えていらっしゃる方々が、どのように思ってらっしゃるのか、どのような意見をお持ちなのか、そういったこともこれまで知事から説明をされた機会はあったと思いますが、入る入らないは即ではなく、いろいろと議論して意見を聞く、こういった場も県として設けていただきたいと思います。そもそも経済界の方たちから発生した関西広域連合の設立ですので、当然、奈良県の経済界の方たちも強い意見を持っていらっしゃると思いますので、奈良県にとってもメリットの部分が出てくるかもしれない、またそういう違う立場の方々からの意見も聞いていく必要があるのかなと思っておりますが、いかがでございますか。

〇松谷知事公室長 まず、市町村につきましては、こちらのほうから市町村会に対して、

県から一度ご説明の必要があるかどうか働きかけてみたいとも思います。

それから、経済界につきましては直接窓口を持っておりませんけれども、今、青山政策 推進課長が申しましたとおり直接的に関西広域連合に入っていないことでこんなことになっているのだとか、関西広域連合に参加してほしいという話は、直接県に来ていません。 その辺も含めて、どのような状況になっているか関心を持って見てみたいと思います。以上でございます。

- ○除委員 そういったものも議論するよう働きかけたいとおっしゃいましたが、市町村長さんに直接かかわってくることですから、やはり今現在の関西広域連合の、せめて県がつかんでいる動き、状況、現状などの報告だけでもしていく必要があるのでは。それによってそれぞれ市町村から意見があるかもしれないし、同時並行で行く必要があると思いますので、前向きにお願いしたいと思います。
- **〇井岡委員長** ほかにございませんか。
- **○尾崎委員** 再確認をしたいことがあります。資料の10ページですが、国の特定地方行 政機関の事務等の移譲に関する法律案のポイントで、1番目の制度を利用できる主体の中 で、例外規定として相当の合理性が認められる場合は外れてもいいと、除外規定があるの ですが、これは奈良県の場合、それに当たると考えておられますか。
- **〇松谷知事公室長** この規定につきましては、国でも議論がありまして、相当の合理性というのは何かということです。それについては具体的に政令で定めるとされておりますので、奈良県が該当しているのかどうかは今現在わかりません。
- ○尾崎委員 了解しました。
- **〇井岡委員長** ほかにございませんか。
- ○新谷委員 関西広域連合の問題は、いろいろ出尽くしていますので、さしひかえたいと思うのですが、行政サービスを実施している39市町村の意見、当然今出ていた産業界もすべて関係しますので、そういうすべての関係の皆さん方との議論を高める、意見交換をするというのは大変大事だと思うのです。だから、そういう方向で進めてもらって、今、知事は入らないと言っているわけですから、そのスタンスはスタンスとして、将来の近畿、関西が元気を出していくためにも、あるいは奈良県の現状を考えたらどうあるべきだということの議論は、もっと深めるべきかと思いますのでお願いします。

それで、奈良県の広域行政を進めるという原点に立ちまして1つ思いますのは、奈良県の総合力、安全をキープし、そして元気を出し、経済界的にも頑張っていこうと、37市

町村と一緒に奈良県が広域行政化を図るのだという考え方が、大変大事だと思います。説明のあった消防、防災の面のみならず、ほかの分野も積極的に進めてほしいと思っておりますので、現状の考えがあればお聞かせください。

それから、今の説明にありました防災広域化の推進についてというところですが、どう も消防という原点が忘れられているような感じがいたします。といいますのは、地震、台 風等の大規模災害、高齢化に伴う救急搬送の増加等に的確にと、資料に出ているのですが、 これのもとの、私は消防団に入っていましたから、防火、防災も入っているのですけれど、 火災があったときの初動体制、これがおくれたら、今の情勢、こんなに雨が続いていたら そうじゃないのですが、乾燥している時期に火災が起こった場合、最初の5分10分を争 うわけです。消防広域化は、今説明のあったとおり進めてほしいのですが、このスケール メリットの中の、災害時における初動体制や増援体制の充実化というのがありますが、広 域化の中での初動体制が、例えば火災の場合おくれるような行政サービスシステム、メリ ットとあわせて今度はデメリットになるのではないかということを逆に心配しています。 今、それぞれの行政事務組合でやっている消防組合は、現場の近くで頑張っていただいて いますので、この現場に何かあったとき、特に、火災があったときの初動体制は整ってい ます。災害のときには時間が大事なので、広域化がいい役目を果たしてもらうと思うんで すが、ひょっとしたら火災のときのことを忘れられがちになるような感じを持ちましたの で、今度、会議等があれば、このようなことのないように対応を図ってください。現状維 持、あるいはなおそれを後退することのないように安全・安心をキープできるような初動 体制というのは一番大事だと思いますが、この文面の中にはそれが抜けてるような、おろ そかにされているような感じを受けましたので、よろしくお願いします。

それから、やはり奈良市と生駒市にも入ってもらったらいいのにというのが私の考え方です。奈良市の人口は約37万人、生駒市の人口は10万人です。奈良県の3分の1の人口を持っているところが、この体制に入り、防火、防災の初動出動のみならず災害時の連係プレーをもってきっちりと奈良県の安全をキープし安心して生活できる体制を整えるためには入ってもらった方がいいのではないかと感じます。今は入っておられない体制をとられていますが、逆にお誘いできるような、2市を除いた良い広域防災行政システムは大事だと思いますので、しっかりやってほしい。考えがあればお聞かせください。

○松丸知事公室次長消防救急課長事務取扱 新谷委員のおっしゃるとおり、初動体制は一番大事な点でございます。広域化すれば一番どこがいいのかということなのですけれども、

やはり通信機能が一元化されるというところにあります。資料4ページに書いていますように、もし大規模災害等が起これば周辺からの増援は応援要請という形になります。まず、自分のところの資機材、人材でもって対応するということが一番で、それで不足があれば応援要請するということになるわけですけれども、となれば応援要請は若干遅くなります。それが、通信機能が一つになれば、ここと、ここと、ここと何隊送りなさいということで、指揮命令が一直線におりますので、非常に早く初動体制がとれるところが非常に大きなメリットでございます。

それと、管轄区域があって、本当はこの消防署から行けば近いのだけど、管轄区域があってほかの区域だからなかなかここからは行けなくて、遠いとこから行かないといけないというところもあります。そういったことで、一元化されれば現場に近いところから早く行けるということが非常に大きなメリットでもあるということを、資料の中には示しております。

そういうことで、新谷委員がおっしゃったように、確かに一番大事なところは初動だと 思っています。これは、県も協議に入っておりますので、そこは絶対に忘れない、ここを 一番大事にしたいと思っております。以上でございます。

○新谷委員 わかります。火災のときの防災、災害も大事なのですけれども、火災のときの初動が大事と言いますのは、月ヶ瀬は奈良市です。ところが、月ヶ瀬で火災があって、広域消防で行けば早かったのに、火災のとき奈良市からわざわざ来て大変な大災害になってしまったのが数年前の話なのです。管轄があって行けないということがありますので、どうぞ申し上げましたように奈良市が入っていない、あるいは生駒市が入っていない。では、その隣接するところで、逆にこの体制は入っているところからよりも入ってないところへ指示命令系統が下せるのか下せないのか。そんなことも考え合わせましたら、今のきめ細かく行われている県内の消防組合のこれが逆に、だんだん薄くなっていったら、さらに大きな事故、災害になってしまいますので、その連携もあわせてやってほしいと思いますので、進めてもらうことには反対ではないのですが、おろそかにならないように対応してほしい。大変だったのですよ、ぱっと行ったら早かったのに管轄外だったので命令がかからない。もし事故があったらだれが責任を持つのか。いや奈良から命令が来ていないのに勝手にいったということにする。かなり議論があったと思うのですが、そういうことが、3~4年前あったのです。そういうことのないような体制を、入らないところは入らないとして、入ってほしいんですけども入らないところがあったら、その辺をきちんと密にし

て、奈良県としてもやるべきだと思うんです。お願いします。ぜひお答えください。

○松丸知事公室次長消防救急課長事務取扱 1つの消防の中では非常に早く対応が可能になるということです。確かに、奈良市、生駒市は入っておりませんので、相互応援協定をもって対応していくしかないわけでございます。やはり、本部が違うのにこちらから要請もないのに行くことはできませんので、何か大きな災害とか大きな事故とか火災とかがあれば、当然のことながら周辺から応援に入る、応援協定を締結しておりますので、3消防本部に分かれますけれど、また応援協定を結んできちんとフォローしていくということになります。それは、県も入ってきちんと調整をしていきたいと思っております。以上でございます。

○新谷委員 この委員会は特に、ほかの行政サービスとか、この問題のみならず広域行政として進めるのが基本ですので、これからほかの分野においても平等に進めてください。 そして、入らないところの隣接関係でのデメリットのないように、もし何かあったときには連携を密にするような方法を考えてほしいと思いますので、先ほどおっしゃったとおりで遺漏のないようにきちんとしてください。

〇井岡委員長 ほかにございませんか。

なければ、これをもちまして質疑を終わります。

一言ごあいさつ申し上げます。

当委員会は引き続き調査並びに審査を行ってまいりますが、特別委員会の設置等に関する申し合わせにより委員の任期は2年ですけれども、正副委員長の任期は1年となっております。特別な事情が生じない限り、本日の委員会をもって最終になるかと思います。

昨年5月より、委員各位には当委員会所管事項であります、県内の広域行政、県域を越 えた広域行政につきまして終始熱心にご審議いただきました。

また、理事者におかれましても、数々の問題に取り組んでいただきました。おかげさまをもちまして、無事任務を果たすことができましたことを委員各位並び理事者の皆様に厚く感謝を申し上げ、簡単ではございますが正副委員長のあいさつとさせていただきます。 ありがとうございました。(拍手)

(「ご苦労さんでした。」と呼ぶ者あり)

〇井岡委員長 次に、6月定例会閉会日に行う中間報告について概略だけ読み上げさせていただきます。

中間報告の内容については、次のような内容で取りまとめたいと考えております。 1、

これまでの活動の経過。2、県内広域行政、いわゆる奈良モデルについて、県がリーダーシップをとって市町村の支援を強化されること、国民健康保険の広域化についてはセーフティーネットの視点を持つこと、消防広域化については、県民が安心できる体制づくりを検討されることと意見がございました。

それから、3、関西広域連合については、組織のあり方、事務内容について委員会で出 された意見として、事務の範囲がはっきりしないこと、住民や基礎自治体の意見を反映す る仕組みがないこと、財源と構成団体の負担と受益の関係が不明確になること。

また、関西広域連合への対応の方向について当委員会で出された意見として、連合でなく連携の手法で十分可能であるのでは、またこれと反対に関西全域の発展に寄与するため、 広域連合が発足した以上、加入するのが自然であること、また医療、防災、観光において 部分加入の検討をしてはどうかとの意見がございました。

また、国の出先機関の事務権限移譲についても、まだ閣議決定、そして法案提出もされておりません。その中で、今後も関西広域連合の組織・事業の効果についてさらに調査を深め、関西広域連合の加入、不加入を見きわめていく必要があると思っております。

そして最後に、本委員会の課題であります県内の広域行政のあり方も含め、奈良県内の 地域特性にふさわしい地方行政のあり方について、今後も調査研究することを述べたいと 考えています。

以上のような内容に、国の出先機関の事務、権限の移譲の法案の動向を注視しつつ、本 日議論された内容を盛り込みまして作成したいと考えております。つきましては、作成に おいては各委員に試案を示した上で調整させていただきますので、その後、それを踏まえ て正副委員長にご一任願えますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにいたしたいと思います。

これで、本日の委員会は終わります。